

令和2年4月から、浄化槽法が改正されました！

改正の
ポイント

第1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

そのまま放置すれば生活環境の保全や公衆衛生上 重大な支障が生じるおそれのある単独処理浄化槽は、行政指導の対象となります。

あなたの家の浄化槽、大丈夫ですか？

次のチェックリストからあなたの家の浄化槽が壊れている可能性がないか、確認しましょう。



- 浄化槽が割れている、水漏れしている
- 虫が湧いている、異臭がする
- 浄化槽を点検した記録票がない
- そもそもどのような設備を使っているか分からない

今すぐ
チェック！



ひとつでも当てはまったら、保守点検業者に点検をお願いします。

浄化槽を長く使い続けるためには、**最新の知識を持つ浄化槽管理士**に点検してもらうことが大切です。

浄化槽管理士は、業務中「**浄化槽管理士証**」を携帯しています。



改正の
ポイント

第2. 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

家屋の売却や空き家にするなど、浄化槽を長期間使わないときは、お住まいの行政窓口(各厚生センター、富山市保健所、高岡市)に、「**浄化槽使用休止届出書**」を提出してください。

- ★休止届を提出しないと、浄化槽を使っていない期間も清掃・保守点検・法定検査の義務が残り、費用がかかります。
- ★浄化槽の使用を休止するときは、休止届の提出のほかに、清掃(全ての汚泥の引き出しと水張り)が必要です。詳しくは富山県浄化槽協会、保守点検業者へお問い合わせください。

富山県環境政策課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL(076)444-3140

公益社団法人 富山県浄化槽協会

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル別館2階
浄化槽相談窓口 ☎0120-192-101

詳しくはHP ▶

富山県浄化槽協会

検索